都市計画を定める土地の区域（高度地区）

（変更する部分）

木更津市吾妻二丁目、東太田三丁目、畑沢字浜清水及び字浜ケ谷、畑沢一丁目、畑沢二丁目、畑沢南一丁目、畑沢南二丁目、港南台三丁目、港南台四丁目、羽鳥野三丁目、羽鳥野四丁目、清見台南五丁目、江川字廻り田、字向後、字向塚及び字鰯田、中里字宝、真里字柿ノ木、字下宿、字上宿及び字石畑並びに真里谷字南山王宿及び字山王下の各一部の区域